

南都銀行アプリ利用規定

南都銀行アプリ利用規定(以下、「本規定」といいます。)は、「南都銀行アプリ」(以下、「本アプリ」といいます。)のご利用全般にかかる事項を定めたものです。本アプリのご利用にあたって、お客さまは本規定について同意するものとします。

第1条 南都銀行アプリとは

本アプリは、お客さまのスマートフォン等にダウンロードされたアプリケーションを通じて、当行が提供する各種銀行取引等の機能を個人のお客さまが利用できるサービスです。

第2条 利用方法

1. 本アプリをご利用の際には、各アプリケーションマーケット(iOS:App Store/Android:Google Play Store) にアクセスし、本アプリをダウンロードしてください。
2. 本アプリのご利用環境は、当行ホームページに記載した所定の条件を満たすスマートフォン(以下、「所定端末」といいます。)に限ります。所定端末以外をご利用になられた場合には、本アプリの動作に関わる不具合(表示情報の誤謬や逸脱、取引依頼の不能等)、スマートフォンに与える影響およびお客さまが本サービスを正常に利用できないことにより被る不利益、その他一切の不利益について、当行は一切その責任を負いません。
3. 所定端末でのご利用の場合でも、端末の状態等によっては、本アプリが正常に動作せず、ご利用いただけない場合がありますのでご了承ください。不正に改造されたスマートフォン等をご利用になられた場合にも、お客さまに発生した損害について、当行は一切その責任を負いません。
4. 本アプリと類似の第三者が作成したアプリケーションには十分ご注意ください。

第3条 利用条件

1. 本アプリは当行本支店に普通預金口座(総合口座普通預金を含みます。以下、特に断りのない場合は同様とします。)を開設済みで、その普通預金口座のキャッシュカードをお持ちの個人のお客さまがご利用になれます。また、本アプリから当行で初めて口座開設いただくお客さまもご利用いただくことができます。
なお、本アプリご登録後、口座を解約された場合は、以降、当該口座でのアプリのご利用はできなくなります。
2. 本アプリの初回ご利用時に普通預金口座(以下、「メイン口座」といいます。)を登録いただきます。
3. 本アプリのメイン口座は、お客さまが当行本支店にお持ちの口座かつご本人名義のキャッシュカード発行済の口座に限ります。ただし、一部登録できない口座があります。なお、メイン口座は変更できません。
4. メイン口座の登録により、メイン口座と同一住所・同一名義の当行本支店の口座のうち当行所定の基準による口座が、本アプリの利用口座として自動的に登録されます。本アプリに登録された口座は、お客さまのアプリ操作によって削除することはできません。
5. 本アプリのご利用は口座名義人ご本人に限ります。未成年のお客さまなど、年齢によって一部ご利用になれない取引があります。
6. 以下のお客さまは本アプリの利用が出来ません。
 - ・法人名義口座、各種団体口座、屋号付き名義の口座のお客さま
 - ・本規定ならびに当行が定める「個人情報のお取り扱いについて」に同意いただけないお客さま
 - ・当行からの郵便、電話、電子メール等による通知・案内の受取りを一切拒否されているお客さま
 - ・成年後見制度を利用しているお客さま
 - ・非居住者のお客さま
 - ・当行が求める本人確認や、法令に定める各種確認に応じていただけないお客さま。また、本アプリのご利用が不適切と当行が判断したお客さま
 - ・その他、当行側の判断で、ご利用が不適切と判断した場合

7. お客様の携帯端末機器の電波状況等により、最新の情報が表示されない場合がございますのでご注意ください。

第4条 利用時間

本アプリは、24時間ご利用になれます。ただし、毎月第2、第3土曜日 21:00～翌朝 7:00 まで、および1月1日 21:00～1月2日 7:00 まではシステムメンテナンスのためご利用いただけません。このほか、臨時のシステムメンテナンス等により、本アプリの全部または一部のサービスがご利用になれない場合があります。なお、利用時間は当行システムが保持する時刻を基準とします。

第5条 利用料、通信料の負担

1. 本アプリの利用料は無料です。なお、当行が本アプリを通じて提供するサービスには、所定の手数料がかかる取引があります。
2. 本アプリのインストールおよびご利用にかかる通信料は、お客様のご負担となります(本アプリのバージョンアップや本アプリが正常に動作しないことによる再設定などで追加的に発生する通信料を含みます)。

第6条 電子メールアドレス

1. 本アプリをご利用いただくにあたり、お客様に電子メールアドレスを登録いただきます。この場合、お客様は必ずご本人がご使用の、日常的に連絡可能な電子メールアドレスを届け出るものとします。
2. 電子メールアドレスの変更は本アプリの画面上で受付します。
3. 当行は、本項(1)～(5)に定めるお客様への通知・連絡について、お客様の届け出る電子メールアドレスあての電子メール送信により行うことがあります。本項(1)および(2)に定める電子メールの受取拒否はできません。なお、電子メールによる通知は当行の判断により独自に行うものであり、当行が通知義務を負うものではありません。
 - (1) 当行がお客様から所定の取引の依頼を受付けたときの通知および当行が受付けた取引の処理を行えない場合などにおける連絡
 - (2) 本アプリのサービス内容変更やサービス休止などに関する重要なお知らせ
 - (3) 当行の商品・サービス・各種情報などのご案内
 - (4) 当行が提携先・委託先から受託したお知らせやクーポン情報等
 - (5) その他当行が電子メールによる通知・連絡が必要と判断した場合

第7条 情報利用について

1. 本アプリではお客様に対し、本アプリ内の画面およびプッシュ通知機能を利用して本項(1)～(4)の情報等を提供できるものとします。配信不要な場合は、お客様が本アプリ内から通知不要の設定を行うものとします。
 - (1) 当行があらかじめ設定した各種ご案内
 - (2) キャンペーン情報、各種情報・広告
 - (3) 当行および提携先のクーポン情報等
 - (4) その他、当行が必要と判断したご連絡事項
2. 本アプリでは、店舗検索などアプリ内の各種機能やマーケティング等のサービス提供のため、お客様がアプリ内で入力した情報やお客様の現在地に関する情報を収集して使用することがあります。また、当行が選定した第三者が提供するツールを利用する場合、位置情報およびその履歴が当該ツールにも送信、保持されることがあります。なお、現在地の判定は、お客様のスマートフォン等で設定されている位置情報サービスをもとに行います。

位置情報の利用を許可しない場合は、お客様がスマートフォン等の設定にて変更するものとします。

第8条 本人確認

1. 利用開始時

(1)本アプリの利用にあたっては、本人認証サービス「Trust Idiom(注)」(以下、「Trust Idiom」といいます。)の利用を前提とし、Trust Idiom アカウントを作成いただく必要があります。

(注)Trust Idiom 利用規約を参照ください。利用規約は南都銀行アプリから閲覧することができます。

(2)本アプリの利用開始時には、お客様の口座番号や銀行にお届けいただいている情報との一致を確認するほか、以下の方法によって本人確認を行います。

①当行が提供する所定のソフトウェアを使用してお客様の容貌および当行所定の顔写真付き本人確認書類を送信いただき、本人確認書類に記載された氏名、住所および生年月日と、お客様が利用開始時に入力された申込内容、および本人確認書類上の顔写真と、お客様の容貌を照合する方法

②前①のほか、犯罪収益移転防止法等により認められた方法のうちで、当行所定の方法

2. サービス利用時

二要素認証などを経た適切なアクセストークンを利用して送信された、取引電文内容と当行に登録された情報との一致を確認した場合は、本アプリの利用および取引をお客様の利用および取引とみなします。

3. 生体認証による取引承認

(1)生体認証による取引承認とは、本アプリの利用時に、所定端末に搭載された生体認証機能において、お客様の生体情報を用いることにより、登録情報を入力することなく、各種取引を実施できる機能です。

(2)生体認証機能が搭載された所定端末にて利用することができます。

(3)お客様の生体情報は、お客様のスマートフォンで管理され、当行がお客様の生体情報を取得することはありません。

(4)本アプリにおいて、生体認証の利用は必須となります。生体認証の取扱いについては、Trust Idiomの規定に準拠いたします。

(5)本アプリでは、ログインのほか、振込(予約を含む)取引など、当行所定の取引において生体認証による取引承認を使用します。

4. トランザクション認証(取引認証)

(1)トランザクション認証(取引認証)とは、お客様が振込先や振込金額等の入力をおこなった内容が、通信の途中で改ざんされていないことを、ソフトトークン上で確認する機能をいいます。

(2)お客様は、トランザクション認証(取引認証)対象取引の内容を確認の上、当行へ依頼した取引内容と一致している場合は、当行所定の承認操作を行います。お客様が承認操作を行った場合、当行はお客様からの取引の依頼とみなします。

(3)本アプリでは、振込(予約を含む)取引など、当行所定の取引においてトランザクション認証を使用します。

5. Auth Face 認証による取引承認

(1)Auth Face 認証による取引承認とは、本アプリの利用時に、本条第1項(2)による本人確認時の顔データとの照合による顔認証により、各種取引を実施する機能です。

(2)Auth Face 認証は、株式会社 Liquid が提供する本人認証サービスで、本サービスによる照合結果の一致をもって、当行はお客様からの取引依頼とみなします。

(3)Auth Face 認証は所定端末にて利用することができます。

(4)Auth Face 認証における顔データなどの情報は、株式会社 Liquid が保有し、同社のプライバシーポリシーおよび利用規約に準拠して取扱われており、当行は保有することはありません。

(5)本アプリでは、振込限度額変更など当行所定の取引において Auth Face 認証による取引承認を使用します。

6. 取引の有効性

当行が所定の方法に従って本人確認をして取引を実施した場合、不正使用その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取扱います。

7. スマートフォン等の管理

南都銀行アプリ利用規定

- (1) 第三者が本アプリをインストールしたスマートフォン等を用いて不正に本サービスを利用しないよう、ご利用のスマートフォン等はお客さま自身の責任において厳重に管理するものとします。万が一、本アプリをダウンロードしたスマートフォンの紛失や盗難、および不正利用が発生した場合には、すみやかに当行にご連絡いただき、また、携帯電話会社にも連絡のうえ回線停止等の手続きを行ってください。
- (2) ご利用のスマートフォン等がコンピューターウイルスや不正プログラムに感染しないよう、お客さま自身の責任においてセキュリティ対策を行うものとします。
- (3) スマートフォン等の機種変更や処分の際は、必ず事前に本アプリを削除してください。

第9条 取引の依頼

1. 取引の依頼方法

本アプリによる取引の依頼は、第8条第1項に従った本人確認が終了後、お客さまが本アプリ画面上の所定の操作により取引に必要な事項を当行に伝達することで行うものとします。

2. 依頼内容の確定

当行はお客さまから受付けた取引依頼の内容を本アプリ画面上に表示し、お客さまはこれを確認するものとします。お客さまが所定の画面操作を完了しなかった場合は、取引依頼は成立しません。

3. 支払の実施等

- (1) 当行は本アプリで受付けた取引依頼にもとづき、お客さまの支払指定口座から資金を引落とし、取引を実行します。資金を引落とすタイミングは取引を受付けた時間帯によって異なり、即時に行う場合と、当行所定の日時以降に行う場合があります。
- (2) 当該取引において資金の引落としが成立しなかった場合(残高不足、当該口座の解約、ご融資の延滞、当該口座が差押・仮差押・転付命令の対象になっており当行がその事実を認知したとき、入金口座番号相違や入金口座解約済等相応の理由で入金できないとき、お客さまからの申出による通帳・印鑑の紛失を含む支払停止が設定されているとき、郵便戻り等でお客さまと連絡が取れないことがあったとき、本アプリが本規定に反して利用されたときなどを含みます)には、当該取引の依頼はなかったものとして取扱いします。なお、当行所定の引落時間より後に、支払が可能になった場合でも、当行は当該取引の手続はいたしません。

第10条 各種取引に伴う資金および諸手数料等の引落方法

各種取引に伴う資金および振込手数料等の諸手数料および消費税については、当行の各種預金約定・規定、各種当座貸越約定等にかかわらず、通帳・各種払戻請求書、キャッシュカード等の提出なしに、本アプリの登録口座から当行所定の方法により自動的に引落します。また、諸手数料については、提供するサービス等の変更に伴い、新設・変更する場合があります。新設・変更する際は、その都度、当行ホームページ等、当行所定の方法により告知します。

第11条 サービス内容

1. 口座情報の照会

(1) 内容

本サービスによる利用口座の残高等各種照会による口座情報の提供については、当行所定の取扱いとします。当行が提供する口座情報の内容は、照会時の取引処理状況等により、最新の内容が反映されていない場合があります。また、提供する口座情報は、お客さまの口座情報を証明するものではありません。

(2) 口座情報の基準日

本項(1)による口座情報は、第9条第2項による照会依頼内容が確定した時点のものが提供されます。

2. 振込取引

(1) 振込取引

① 本アプリでは、利用口座を支払指定口座とし、当行または他の金融機関の国内本支店口座を入金指定

南都銀行アプリ利用規定

口座とする振込を取扱います。「入金指定口座」はアプリ上でお客さまが都度指定するほか、過去の振込履歴からの指定・登録が可能です。

- ②振込の受付にあたっては、当行ホームページに掲載する所定の振込手数料および消費税をいただきます。
- ③当行側の判断により振込を受付できない場合がございます。これによって生じた損害について当行は責任を負いません。
- ④資金移動を伴わない振込先の口座確認を当行が定める回数を連続して行った場合は、振込先の口座確認機能を停止します。停止解除のお手続きは、当行店頭での手続きによるものとします。

(2)振込指定日

- ①お客さまは本アプリで振込の取引実施日(以下、振込指定日といいます)を指定可能です。
- ②振込指定日は、受付日当日または受付日の翌営業日以降7営業日先の中からお客さまが指定できます。ただし、取引の依頼内容の確定時点で当行所定の時限を過ぎている場合、受付日当日を振込指定日として指定することはできません。
- ③当行は、振込指定日に支払指定口座から振込資金、振込手数料および消費税を引落とし、入金指定口座あてに振込通知の発信処理(振替の場合は入金処理)を行います。なお、振込指定日の当行所定の振込資金引落時点で、残高不足などにより引落ができない場合には、当該取引の依頼はなかったものとして取扱うこととし、当行所定の引落時点より後に、支払が可能になった場合でも、当行は当該取引の手続はいたしません。

(3)振込依頼の訂正・組戻し

- ①第9条第2項に従い振込取引の依頼内容が確定した後は、依頼内容を変更すること(以下「訂正」といいます)、または依頼を取りやめること(以下「組戻し」といいます)はできません。ただし、当行がやむを得ないものと認めて訂正・組戻しの依頼を受付ける場合には、支払指定口座の取引店の店頭にて書面により受け付けます。この場合、本条第2項(1)②の振込手数料および消費税は返却しません。なお、訂正・組戻しについては、当行所定の訂正組戻手数料および消費税をいただきます。
- ②組戻しにより振込先口座のある金融機関(以下「振込先金融機関」といいます。)から振込資金が返却された場合には、当該資金を支払指定口座に入金します。
- ③前①の場合において、振込先金融機関がすでに振込通知を受信している場合等には、組戻しができないことがあります。この場合は、お客さまの責任において受取人との間で協議するものとします。なお、この場合の訂正組戻手数料は返却いたしません。
- ④振込先金融機関において振込先口座なし等の事由により入金ができない場合は、当行はお客さまからの組戻し依頼を受付けることなく資金を組戻し、当該資金を支払指定口座に入金します。この場合、振込手数料および消費税は返却しないものとします。なお、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。振込先の金融機関等から照会があったときは、当行は依頼内容についてお客さまに照会することがあります。この場合は速やかに回答してください。

(4)1日あたりの振込限度額

- ①本アプリにおける1日(基準は「午前0時」とします)あたりの振込取引の上限金額(以下「1日あたりの振込限度額」といいます)は初期設定金額を一律50万円とします。
- ②当行は1日あたりの振込限度額を、お客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。
- ③1日あたりの振込限度額を超えた取引依頼について、当行は取引を実行する義務を負いません。
- ④1日あたりの振込限度額は1万円から300万円の範囲で変更可能です。また振込限度額の変更は即時に反映されます。
- ⑤1日あたりの振込限度額は振込取引および税金・各種料金の払込み(ペイジー)取引の合計額となります。

3. 登録振込先口座およびマイパターン

(1)登録振込先

南都銀行アプリ利用規定

- ①お客さまが本アプリで振込取引を行った際に、入金指定口座の情報を登録振込先口座として本アプリ内に保存しておくことができます。登録振込先口座は、当行または他の金融機関の国内本支店口座で、普通預金口座、当座預金口座、貯蓄預金口座に限ります。なお、外貨預金口座の登録はできません。
- ②登録振込先口座は 50 口座まで登録可能です。追加・削除は、本アプリでの操作によってのみ可能です。

(2)マイパターン

- ①お客さまが本アプリで振込取引を行った際に、本項(1)の登録振込先口座情報に加えて、マイパターン名及び、振込金額情報をマイパターンとして本アプリ内に保存しておくことができます。
- ②マイパターンは 10 パターンまで登録可能です。追加・削除は、本アプリでの操作によってのみ可能です。

4. 振替取引

(1)内容

本アプリによる資金移動取引のうち、本アプリの利用口座となっている口座をお客さまが「入金口座」として指定し、その「入金口座」あてに行う資金移動取引を、当行は「振替」として取扱います。

(2)取引の実施日

振替の実施日は、受付日当日とします。ただし、「入金口座」が定期預金の場合、依頼内容の確認時点が当日取扱時限内であっても、当日処理時限を過ぎて受付けた取引は、翌銀行営業日に受付日付で入金処理を行います。また、受付日が銀行休業日の場合は、「翌銀行営業日扱」とします。

(3)適用金利

「入金口座」での適用金利は受付日における当行所定の金利とします。

5. 普通預金口座開設

(1)概要

- ①本アプリから、普通預金口座開設のお申込みができるサービスです。
- ②口座開設手続き完了後に、本アプリにて初回利用設定いただくことで各種サービスをご利用いただけます。

(2)開設口座

- ①本アプリで開設する普通預金口座(以下、「本口座」といいます。)については、通帳、照合表を発行せず、キャッシュカードのみを発行します。
- ②窓口で本口座からの預金払戻しを行う場合は、本口座のキャッシュカードおよびご本人を確認できる当行所定の資料を提出の上で、当行所定の方法による照合が必要となります。
- ③上記以外の事項については、普通預金規定等の各種規定のほか、南都銀行アプリからの口座開設に関する特約事項にもとづいてお取扱いいたします。

(3)利用条件

- ①マイナンバーカードまたは運転免許証をお持ちで日本国内に居住する 15 歳以上の個人のお客さまが、本アプリからお申込みいただけます。ただし、次の事項に該当する方はお申込みいただけません。
 - ・マイナンバーカードまたは運転免許証に記載の氏名・住所がお申込みいただく氏名・住所と異なり変更手続きをされていない方
 - ・15 歳未満の方
 - ・事業目的の口座をご希望の方
 - ・日本国外に居住の方
 - ・日本国籍以外の方
 - ・税務上の居住地(納税地)が日本以外の方
 - ・外国政府等において重要な公的地位にある(あった)場合、またはその家族
 - ・ご自宅またはお勤め先(通学先)が当行営業エリア外の方
 - ・まほろば支店での口座開設をご希望の方

- ・通帳でのお取引をご希望の方
- ・成年後見人制度をご利用の方
- ・マル優制度をご希望の方
- ・分離課税以外をご希望の方

②口座開設可能な店舗は、お客さまのお住まいの住所もしくは勤務先の近隣店舗となります。ただし、すでに口座をお持ちで本アプリを利用されている方はメイン口座と同一店舗での開設となります。

③口座開設のお申込み時には、当行所定の本人確認を実施の上、当行所定の審査を行います。

(4)口座開設の取り消し・解約等

①次の事項のいずれか一つにでも該当した場合は、当行はお客さまに事前に通知することなく 本口座の預金取引を停止し、または本口座を解約することができるものとします。

- ・本口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、また本口座が名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
- ・この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

②前①のほか、次の事項のいずれか一つにでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はお客さまに事前に通知することなく本口座の預金取引を停止し、または本口座を解約することができるものとします。

- ・預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ・預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- ・預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合

- 暴力的な要求行為
- 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為
- その他前事項に準ずる行為

③本口座に相当の期間預金者による利用がない場合には、当行はお客さまに事前に通知することなく本口座の預金取引を停止し、または本口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

④前③のほか、次の事項のいずれか一つにでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はお客さまに事前に通知することなく本口座の預金取引を停止し、または本口座を解約することができるものとします。

- ・本規定その他当行が定める各取引にかかる規定に違反した場合
- ・当行が送付するキャッシュカード等が郵便不着・受取拒否等により当行に返却された場合
- ・当行に支払うべき諸手数料等の支払いがなかった場合

- ・住所・連絡先変更の届出を怠る等、お客さまの責に帰すべき事由により、当行においてお客さまの所在が不明となった場合
- ・支払いの停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立てがあった場合
- ・その他、当行が解約を必要とする相当な事由が生じた場合

⑤本項に基づき行った本口座の預金取引の停止、本口座の解約によって生じた損害については、当行は一切責任を負いません。また、この停止、解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

6. 定期預金取引

(1) 口座開設

お客さまは本アプリにより、メイン口座と同一店に定期預金口座を開設することが可能です。本アプリにより開設する定期預金口座の取扱については、次の事項を除き、各定期預金規定ほか本アプリで定めた当行所定の条件、各種預金規定等に従うものとします。

- ①本アプリで開設する定期預金口座については、通帳、証書は発行いたしません。本アプリで開設した口座の取引明細の確認は、原則として本アプリにて行うものとします。
- ②本アプリで開設する定期預金口座については、総合口座取引の対象外となります。
- ③本アプリで開設する定期預金口座の取引は、原則として本アプリにより行うこととします。ただし、本アプリ等で実施できない取引や、スマートフォン紛失時の取引等、当行が認める場合については、所定の本人確認を行ったうえで店頭での取引を受付けます。

(2) 定期預金取引

お客さまは本アプリにより、開設済の定期預金口座について、次のとおり預入・解約(満期日を経過した定期預金明細の解約を含みます)の依頼を行うことができます。ただし、取扱可能な定期預金は当行所定の商品に限ります。

- ①定期預金の預入は、メイン口座と同一店に開設済の定期預金口座に限り、本アプリで定めた当行所定の預入条件のほか、定めのない事項については各定期預金規定に従って受付けます。預入時は、メイン口座の支払可能残高の範囲内でお客さまが希望する金額を引落とし、定期預金口座へ入金します。
- ②定期預金の解約は、本アプリで定めた当行所定の解約条件のほか、定めのない事項については各定期預金規定に従って明細単位での解約(複数明細の一括解約を含む)を受付けます。明細の一部解約はできません。なお、財形預金は当行がお勤め先の企業と個別契約を別途締結している場合に限り、解約を受付けます。
- ③前②に定める解約の元金と利息は、解約する定期預金と同一店の普通預金口座へ入金することとします。
- ④解約する定期預金が総合口座定期預金で、解約により減額される貸越極度額が貸越利用残高を下回る場合は解約できません。また、総合口座普通預金に当該総合口座定期預金を担保にした貸越利用残高および貸越利息があり、定期預金の解約により定期預金口座残高が 0 円になる場合には、総合口座普通預金から総合口座の貸越利息をいただくことがあります。貸越利息の引落しが出来ない場合は解約できません。
- ⑤本アプリでの定期預金解約では、お利息計算書は発行されません。

(3) 取引実施日

本アプリにおける定期預金口座開設・預入・解約の取引実施日は、原則として受付日当日とします。ただし、取引依頼を受付けた時点で当行所定の時限を過ぎている場合は、当日または翌営業日を取引実施日として取扱います。

(4) 変更・取消

本アプリで受付けた定期預金の口座開設・預入・解約について、変更・取消はできません。

(5) 適用金利

適用金利は取引実施日における当行所定の金利とします。ただし、翌営業日に受付日付で定期預金を預

入する場合の適用金利は、受付日における当行所定の金利とします。

(6)解約等

本アプリで開設する定期預金口座の解約は、当行店頭での所定の手続きによるものとします。

7. 自動つみたて定期預金取引

(1)口座開設

お客さまは本アプリにより、メイン口座と同一店に自動つみたて定期預金口座を開設することが可能です。本アプリにより開設する自動つみたて定期預金口座の取扱については、次の事項を除き、自動つみたて定期預金“PLANET”＜個人用＞規定ほか本アプリで定めた当行所定の条件、各種預金規定等に従うものとします。

- ①本アプリで開設する自動つみたて定期預金口座については、通帳は発行いたしません。本アプリで開設した口座の取引明細の確認は、原則として本アプリにて行うものとします。
- ②本アプリで開設する自動つみたて定期預金口座については、総合口座取引の対象外となります。
- ③本アプリで開設する自動つみたて定期預金口座の取引は、原則として本アプリにより行うこととします。ただし、本アプリ等で実施できない取引や、スマートフォン紛失時の取引等、当行が認める場合については、所定の本人確認を行ったうえで店頭での取引を受付けます。

(2)自動つみたて定期預金取引

お客さまは本アプリにより、開設済の自動つみたて定期預金口座について、次のとおり預入・解約(満期日を経過した定期預金明細の解約を含みます)および、自動振替契約(振替日、振替金額)の内容変更および振替停止・再開の依頼を行うことができます。ただし、取扱可能な自動つみたて定期預金は当行所定の商品に限ります。

- ①自動つみたて定期預金の預入は、メイン口座と同一店に開設済の自動つみたて定期預金口座に限り、本アプリで定めた当行所定の預入条件のほか、定めのない事項については各定期預金規定(自動つみたて定期預金“PLANET”＜個人用＞規定を含む)に従って随時預入を受付けます。預入時は、メイン口座の支払可能残高の範囲内でお客さまが希望する金額を引落とし、自動つみたて定期預金口座へ入金します。
- ②自動つみたて定期預金の解約は、本アプリで定めた当行所定の解約条件のほか、定めのない事項については各定期預金規定(自動つみたて定期預金“PLANET”＜個人用＞規定を含む)に従って明細単位での解約(複数明細の一括解約を含む)を受付けます。明細の一部解約はできません。
- ③前②に定める解約の元金と利息は、解約する自動つみたて定期預金と同一店の普通預金口座へ入金することとします。
- ④解約する自動つみたて定期預金が総合口座定期預金で、解約により減額される貸越極度額が貸越利用残高を下回る場合は解約できません。また、総合口座普通預金に当該総合口座定期預金を担保にした貸越利用残高および貸越利息があり、定期預金の解約により定期預金口座残高が0円になる場合には、総合口座普通預金から総合口座の貸越利息をいただくことがあります。貸越利息の引落としが出来ない場合は解約できません。
- ⑤本アプリでの自動つみたて定期預金解約では、お利息計算書は発行されません。
- ⑥解約により自動つみたて定期預金口座残高が0円になる場合でも、積立自動振替登録は解除されません。
- ⑦自動つみたて定期預金の自動振替契約について、引落口座がメイン口座と同一店のご本人名義の場合に限り、本アプリで定めた当行所定の条件により、契約内容(振替日、振替金額)の変更および振替停止・再開の依頼を行うことができます。

(3)取引実施日

本アプリにおける自動つみたて定期預金口座開設・預入・解約・自動振替契約の変更の取引実施日は、原則として受付日当日とします。ただし、取引依頼を受付けた時点で当行所定の時限を過ぎている場合は、当日または翌営業日を取引実施日として取扱います。

(4)変更・取消

本アプリで受付けた自動つみたて定期預金の口座開設・預入・解約・自動振替契約について、変更・取消はできません。

(5)適用金利

適用金利は取引実施日における当行所定の金利とします。ただし、翌営業日に受付日付で自動つみたて定期預金を預入する場合の適用金利は、受付日における当行所定の金利とします。

(6)解約等

本アプリで開設する自動つみたて定期預金口座の解約は、当行店頭での所定の手続きによるものとします。

8. 税金・各種料金の払込み

(1)サービス内容

お客さまは本アプリにより、当行所定の収納機関の税金・手数料・料金等(以下「料金等」といいます)の払込みを行うことができます(以下「料金等払込み」といいます)。ただし、払込み資金の引落口座は支払指定口座に限ります。なお、料金等払込みは、日本マルチペイメントネットワーク運営機構が提供する「Pay-easy(ペイジー)収納サービス」を利用しています。

(2)払込み手続

お客さまは本アプリにおいて、収納機関から通知された「収納機関番号」、「契約者番号(納付番号)」、「確認番号」およびその他の所定事項を正確に入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報の照会を当行に依頼するものとします。

(3)払込みの取扱不能

次のいずれかに該当する場合は、料金等払込みを行うことができません。

- ① 申込内容に基づく払込み金額に当行所定の手数料を加えた金額が、手続時点において支払指定口座の支払可能残高を超える場合
- ② お客さまの口座に関して支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続を行った場合
- ③ 差押等やむを得ない事情があり、当行が不相当と認めた場合
- ④ 収納機関から納付情報または請求情報について所定の確認ができない場合
- ⑤ 収納機関から通知された契約者番号(納付番号)、確認番号その他所定事項の入力を誤った場合
- ⑥ その他当行が必要と認めた場合

(4)取消の取扱

- ① 料金等払込みにかかる契約が成立した後は、契約者は料金の払込みの申込を撤回することはできません。なお、収納等に関する照会については、収納機関に直接問合せください。
- ② 収納機関からの連絡により、料金等払込みが取消される場合があります。

(5)利用時間

料金等払込みの利用時間は、当行が定める利用時間内としますが、収納機関の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間内でも利用できないことがあります。

(6)利用金額の上限

- ① 料金等払込みにかかる利用金額の上限は、振込金額と合算して、第11条第2項(4)に規定する上限金額の範囲内とします。
- ② 利用金額の上限は当行の都合により適宜変更できるものとします。

(7)領収書の取扱

当行は、料金等払込みにかかる領収書(領収証書)を発行しません。収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続の結果等その他収納等に関する照会については、収納機関に直接問合せください。

(8)料金等払込みのサービス利用停止

料金等払込みの利用において、収納機関から通知された所定事項の入力について、当行または収納機関

の所定の回数を超えた場合、当行または収納機関により料金等払込みの利用を停止いたします。料金等払込みを再び利用するには、当行または収納機関所定の手続を行ってください。

(9)料金等払込みにかかる手数料

料金等払込みの利用にあたっては、当行所定の手数料および手数料にかかる消費税をいただくことがあります。

9. キャッシュカード機能の利用設定

(1)サービス内容

お客さまは本アプリにより利用口座のキャッシュカード機能について、利用停止、再開の登録、1日あたりの支払限度額変更を行うことができます。キャッシュカードの紛失や盗難時につきましては、別途当行へ届出が必要になります。

(2)利用停止の操作

本アプリで利用停止したキャッシュカード機能は、本アプリでのみ再開可能です。利用停止・再開の取扱いに回数制限はありません。本アプリを利用してキャッシュカード機能の再開ができない場合は当行所定のお手続が必要になります。

(3)利用停止に伴う対象取引

キャッシュカード機能を利用停止した状態では、ATM(連携機関含む)およびJ-Debitサービス、当該キャッシュカードの暗証番号を使用した認証取引サービス等のご利用はできません。

(4)1日あたりの支払限度額の変更

本アプリでキャッシュカードでの1日あたりの支払限度額の変更が可能です。支払限度額の引上げは、当日中に限り有効です。翌日には自動的に引上げ前の限度額に戻ります。

①初期設定時は一律50万円とします。

②当行は1日あたりの支払限度額を、お客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。

③1日あたりの支払限度額を超えた取引依頼について、当行は取引を実行する義務を負いません。

④1日あたりの支払限度額は1万円から300万円の範囲で変更可能です。また支払限度額の変更は即時に反映されます。

(5)取扱時間

受付可能時間は第4条 利用時間に定める時間となります。

10. カードローン借入・返済

(1)内容

お客さまは本アプリにより、利用口座として登録されているカードローンの借入・返済を行うことができます。また、前月1日からの明細を閲覧いただくことができます。

(2)対象

本アプリに表示されている当行所定のカードローンに限ります。

(3)取扱時間

受付可能時間は第4条 利用時間に定める時間となります。

11. 届け出事項の変更

(1)内容

本アプリにより、届出住所の変更および届出電話番号の追加・変更登録を行うことができます。なお、お客さまの取引内容によっては、本アプリによる受付ができない場合がございます。

(2)変更実施日

本アプリによる住所、電話番号の変更取引は、原則として受付日の翌営業日に実施します。

(3)免責

届出事項の変更を当行に通知したのち、届出事項変更の登録が実施されるまで、旧届出事項に従って当行が実施した手続によりお客さまに生じた損害について、当行は責任を負いません。

12. スマホ ATM サービス

(1) サービス内容

当行が提携するセブン銀行の ATM (以下「セブン銀行 ATM」といいます) で本サービスの利用を選択して、セブン銀行 ATM の画面表示に従って本アプリおよびセブン銀行 ATM の操作を行うことにより、キャッシュカードを使用せずにセブン銀行 ATM から本アプリに登録された普通預金口座への現金の預入れまたは現金の払戻しが可能となります。

(2) 利用条件

- ①本アプリでの利用登録が完了している場合にのみご利用いただけます。
- ②本サービスで現金の預入れまたは払戻しができる ATM は、セブン銀行 ATM (当行との共同 ATM 含む) に限ります。
- ③本サービスで払戻しをご利用いただけるのはキャッシュカード発行済の口座に限ります。

(3) 現金の預入れ

セブン銀行 ATM で本サービスの利用を選択して、セブン銀行 ATM の画面に表示された操作手順にしたがってセブン銀行 ATM に預入れに係る現金を投入するとともに、本アプリおよびセブン銀行 ATM で所定の操作を行ってください。

(4) 現金の払戻し

- ①セブン銀行 ATM で本サービスの利用を選択して、セブン銀行 ATM の画面に表示された操作手順にしたがって、本アプリおよびセブン銀行 ATM で所定の操作 (当行届出のキャッシュカードの暗証番号と払戻金額の入力を含む。)を行ってください。
- ②セブン銀行 ATM で用意されている紙幣等が不足している場合には、本サービスによる現金の払戻しを中止するか、セブン銀行 ATM の画面に表示された範囲で改めて払戻金額をセブン銀行 ATM に入力するかのいずれかを選択してください。後者を選択した場合にはセブン銀行 ATM に入力した金額の払戻しが行われるものとします。
- ③当行所定の利用停止により ATM 取引を制限している場合は、本サービスによる現金の払戻しはできませんので、あらかじめ利用停止状態を解除してから前②の操作をしてください。
- ④セブン銀行 ATM での 1 回あたりの払戻限度額は、当行があらかじめ定めた額、またはセブン銀行所定の金額のいずれか低い方の金額の範囲内とします。また、セブン銀行 ATM での 1 日あたりの払戻限度額は、当行があらかじめ定めた額またはお客さまが当行所定の方法により個別に設定した 1 日あたりの払戻限度額のいずれか低い方の金額の範囲内とします。なお、セブン銀行 ATM での払戻金額の単位は、当行またはセブン銀行が定めた金額とします。
- ⑤当行は、セブン銀行 ATM の操作の際に入力されたキャッシュカードの暗証番号と、当行届出のキャッシュカードの暗証番号とが一致することを、当行所定の方法により確認して現金の払戻しを行います。暗証番号の不一致が当行所定の回数を超えた場合、本サービスおよびキャッシュカードでの ATM 取引を停止させていただきます。

(5) セブン銀行 ATM の利用手数料

- ①セブン銀行 ATM を利用して現金を預入れる場合および現金を払戻す場合には、キャッシュカードを使用する場合と同様の判定基準により、当行およびセブン銀行所定の利用手数料をそれぞれいただきます。なおこの場合、セブン銀行所定の利用手数料は、次②にもとづき引落としをしたうえで当行からセブン銀行に支払います。
- ②前①の利用手数料は、いずれも現金の預入時および払戻時に当該預金口座から自動的に引落とします。

(6) 本サービスの利用中止

スマートフォンの盗難・紛失等の理由により、本サービスの利用中止を行いたい場合は、当行所定の方法により申込み手続きを行ってください。

13. アプリ通帳切替

(1) サービス内容

お客さまは本アプリにより利用口座の通帳・照合表の発行に代えて、本アプリによりこの預金の入出金明細を確認いただくアプリ通帳に切り替えることができます。

(2)取扱い

アプリ通帳の取扱いについては、別途定める「アプリ通帳(普通預金)規定」にもとづいてお取扱いいたします。

第12条 緊急停止

お客さまが本アプリをインストールしたスマートフォン等の紛失、当行のキャッシュカード・通帳・証書等の紛失・盗難に遭った場合等、第三者に不正に本アプリを利用されるおそれがある場合には、「緊急ダイヤル(0120-710-345:24時間受付)」または「当行本支店(受付:平日9時から17時)」まで当行所定の方法により届出いただくと、当行にてお客さまの本アプリの緊急停止を行います。

第13条 取引内容の確認

1. 取引内容の照会

(1)本アプリにより行った取引について、当行は当該取引の明細を記載した受付書等の書面による交付は行いません。

(2)本アプリにより資金移動取引を行った後は、すみやかに本アプリによる入出金明細照会等により取引内容を確認することを推奨します。

2. 通知メール

(1)本アプリにより当行所定の取引を受付した場合、当行は取引を受付けた旨の電子メール(以下「通知メール」といいます)を、お客さまが登録した電子メールアドレスあてに送信します。なお、通知メールの受取拒否はできません。

(2)当行が送信した通知メールについて、通信障害その他の理由による未着、延着、受信拒否による不到着等の場合も、通常到着すべき時に到着したものとみなし、通知メールの未着等によってお客さまに生じた損害について、当行は責任を負いません。

3. 取引の記録

本アプリによる取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保管する本アプリについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

第14条 海外からの利用

お客さまは、本アプリを日本国内に限って利用するものとし日本国の外国為替および外国貿易法、その他の適用される輸出入関連法令および規制、ならびに関係各国の諸法令および規制(米国の輸出入関連法令を含むが、これに限定されない)を遵守するものとします。海外でご利用された場合、通信環境等により正常に作動しない場合があるため、海外でご利用の際の不具合や不正利用被害等について、当行は一切の責任を負いません。

第15条 Google Firebase の利用

本アプリでは、品質改善ならびに安定稼働を目的として、お客さまの本アプリ操作にもとづく情報(本アプリの起動状況、稼働 OS 環境、アプリ障害発生時のログ情報等。個人を特定する情報は含まれず、個人情報には該当しません)を、Google が提供する「Google Analytics for Firebase」および「Firebase Crashlytics」へ送信し、Google の利用規約に基づいて統計情報として収集・利用します。Google の利用規約については、Google のウェブサイトをご確認ください。

第16条 権利帰属、禁止事項

1. 当行は、お客さまが本規定に同意することを条件として、本アプリをお客さまのスマートフォンでのみダウンロード

南都銀行アプリ利用規定

ードして利用することのできる、非独占的かつ譲渡不能の使用権を無償で許諾するものとします。

2. お客さまは、本サービスを自身による利用のみの目的で利用するものとし、本サービスに基づくお客さまの権利について譲渡、質入れ、販売、再使用許諾、第三者への貸与等はできません。
3. お客さまが本アプリの利用にあたり他人の個人情報を登録する等のなりすまし行為や、虚偽の申告または届出等を行う行為等は禁止します。
4. 本アプリの著作権等の知的財産権は当行または当行がライセンスを受けている正当な権利者に帰属します。本アプリをご自身で利用される以外に譲渡等を目的に利用することはできません。また、当行は、お客さまがスマートフォンにダウンロードした本アプリのプログラムおよび本アプリに付帯する情報の転載、複製、転送、改変またはリバースエンジニアリング等を禁止します。
5. お客さまは本アプリを個人的利用を越えて、営利目的および第三者の権利を侵害する等の目的のために利用することはできません。

第17条 免責条項等

1. 次の(1)～(4)の事由により本アプリの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
 - (2) インターネット、移動体通信網、公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路(以下「インターネット等の通信経路」といいます)やお客さまの端末など、当行に有効な取引データが到達する前の段階で障害が生じたとき
 - (3) 当行または金融機関等の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき
 - (4) 当行以外の金融機関等の責めに帰すべき事由があったとき
2. 当行が講じる安全対策等についての了承
お客さまは、インターネット等の通信経路の特性やリスクについて理解し、当行ホームページ等に記載されている本アプリにおける安全対策、不正利用対策、本人確認手段等について了承したうえで、本アプリを利用するものとします。
3. 環境設定の確保
お客さまが本アプリを利用するスマートフォン等および通信環境については、お客さまの責任において確保することとします。当行は、所定端末での本アプリの動作について保証するものではありません。所定端末が正常に動作しなかったことにより取引が成立しない、または意図しない取引が成立した場合、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。
4. 通信回線上の事故等
インターネット等の通信経路上における盗聴や、郵送に伴う事故等、当行の責めによらない事由により、第三者(当行職員を除きます)がお客さまの情報やパスワード等を知り得たとしても、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。
5. 損害賠償
お客さまが本規定に違反し、これにより当行または第三者に損害が発生した場合、お客さまがこれを賠償する責めを負います。

第18条 不正な取引による被害の補てん

1. 補てん請求
本アプリの利用端末や認証情報等の盗用による不正な取引(以下「不正取引」といいます)によるお客さまの金銭被害について、次の(1)～(4)すべてに該当する場合、お客さまは当行に対して不正取引にかかる損害額(手数料や利息を含みます)に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - (1) 本アプリの利用端末や認証情報等の盗用または不正取引に気付いてからすみやかに当行への通知が

行われていること。

(2) 当行に対し、不正取引による被害の事実を確認できるものを示していること。

(3) 当行の調査に対し、お客さまから十分な説明が行われていること。

(4) 警察署等の捜査機関に対し、被害事実等の事情説明が行われていることが確認できるものを当行に示していること。

2. 補てん金額等

前項の請求がなされた場合、当該不正な取引がお客さまの故意による場合を除き、当行は、当行への通知が行われた日の 30 日（ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることをお客さまが証明した場合には、30 日にその事情が継続している日数を加えた日数とします）前の日以降になされた不正取引にかかる損害額（手数料や利息を含みます）に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます）を補てんするものとします。ただし、当該不正な取引が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、当該不正な取引にかかる損害がお客さまの過失に起因する場合は、当行は、被害状況および過失の度合い等を勘案のうえ、補てん対象額を減額した金額を補てんする場合があります。

3. 補てん対象期限

前 2 項の規定は、本条第 1 項にかかる当行への通知が、盗難等が行われた日（当該盗難等が行われた日が明らかでないときは、当該盗難等にかかる利用端末等を用いて行われた不正な取引が最初に行われた日）から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

4. 免責事項

本条第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当行は補てんの責任を負いません。

(1) 当該不正な取引が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

① 当該不正な取引にかかる損害がお客さまの重大な過失に起因する場合

② お客さまの配偶者、二親等以内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合

③ お客さまが、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

(2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して利用端末等が盗難にあった場合

5. 補てんの範囲

不正取引の支払原資となった預金（以下「対象預金」といいます）について、当行がお客さまに払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、本条第 1 項にもとづく補てん請求に応じることはできません。また、お客さまが、不正取引を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた額の限度において同様とします。

6. 補てんによる権利の移転

当行が本条第 2 項の規定にもとづき補てんを行った場合は、当該補てんを行った額の限度において、お客さまの対象預金にかかる権利は消滅します。この場合、当行は当該補てんを行った額の限度において、当該不正取引を行った者その他の第三者に対してお客さまが有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

第 19 条 本アプリの利用停止、変更等

1. 当行は、お客さまの承諾またはお客さまへの通知なしに、本アプリ利用の停止・中止、本アプリのバージョンアップ・内容変更等を行うことがあります。

2. お客さまに次の(1)～(9)の事由が一つでも生じた場合は、当行はいつでもお客さまへなんら通知することなく本アプリの利用を中止できるものとします。これにより生じた損害については当行は責任を負いません。

(1) 相続の開始があったとき

(2) 支払停止または破産、民事再生手続開始、もしくは類似の申し立てがあったとき

- (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (4) 住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由によって、当行においてお客さまの所在が不明となったとき
 - (5) 当行が所定の連絡手段によってお客さまへの連絡を試みたものの、一定期間を超えて連絡不能となったとき
 - (6) お客さまが本規定または当行の各種取引約定等に違反したとき
 - (7) お客さまが本アプリを不正な目的で利用したと当行が判断したとき
 - (8) 当行が求める本人確認や、法令に定める各種確認に応じていただけないとき
 - (9) その他、前(1)～(8)に準じ、本アプリ利用の中止を必要とする相当の事由が発生したとき
3. 本アプリの利用を中止した場合でも、お客さまが利用中止前に行った予約取引については、取引指定日に実行され、その取引の取扱については本規定が適用されます。
 4. 本アプリの利用口座がすべて解約されたときは、本アプリは利用できなくなります。

第 20 条 反社会的勢力の排除

1. お客さまは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、および次の(1)～(5)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. お客さまは、自らまたは第三者を利用して次の(1)～(5)の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - (5) その他前(1)～(4)に準ずる行為
3. お客さまが、暴力団員等もしくは本条第 1 項・第 2 項の各(1)～(5)いずれかに該当し、または本条第 1 項にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当行はいつでもお客さまになんら通知することなく、本アプリの利用を停止します。
4. 前項の利用停止によって、お客さまに損害が生じても、当行は一切の責任を負いません。

第 21 条 関係規定の適用・準用

1. 本規定に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座取引規定、定期預金規定、振込規定など関係する規定により取扱います。
2. 関係規定については、当行ホームページに掲載します。

第 22 条 利用規定の変更等

1. 取引メニューの追加
本アプリに今後追加される取引メニューについて、お客さまは新たな申込なしに利用できるものとします。ただ

し、当行が指定する一部のメニューについてはこの限りではありません。

2. サービス内容ならびに本規定の変更等

- (1) 本アプリのサービス内容ならびに本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第 23 条 準拠法・合意管轄

本規定の契約準拠法は日本法とします。本規定に関する訴訟については、奈良地方裁判所を管轄裁判所とします。

以上
(2024年4月1日現在)